

**令和5年度・令和6年度 協力雇用主に対する建設工事
入札参加有資格者格付における優遇措置申請要領**

保護観察対象者等の再犯防止のための就労支援活動の一環として、保護観察対象者を雇用し、改善更生に協力する事業主として大阪保護観察所に登録された協力雇用主に対し、入札参加有資格者格付における優遇措置を実施します。

1. 優遇措置について

(1) 優遇措置の内容

協力雇用主として、大阪保護観察所に登録し、その証明を受けた者について、建設工事選定格付の際の評点に主観評点として一律に10点を加算します。

(2) 対象者

池田市入札参加有資格者（建設工事）として登録され、本市域内に本店又は支店を有する者

(3) 対象工種

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、総合評定値を有する全ての工種

(4) 適用開始日

申請日の翌日（翌日が土・日曜日、祝休日の場合は翌平日）

(5) 有効期限

令和7年3月31日（入札参加資格の有効期限まで）

※継続を希望される方は、次回の優遇措置申請受付の際に再申請が必要です。

※なお、登録雇用主としての登録が無くなった場合はすみやかに報告してください。

2. 申請について

(1) 申請書類

① 建設工事入札参加有資格者格付における優遇措置申請書

添付様式「入札参加有資格者格付における優遇措置申請書」に必要事項を記入し、池田市入札参加有資格者としての登録印を押印してください。

② 協力雇用主に関する証明願兼証明書

既に協力雇用主として登録されている方は、添付様式「協力雇用主に関する証明願兼証明書」に必要事項を記入し保護観察所に郵送で証明を依頼し、証明を受けたものを池田市に持参し提出してください。

※証明を依頼する際は、池田市入札参加有資格者としての登録印を押印の上、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

※「協力雇用主に関する証明願兼証明書」の送付先及び協力雇用主登録についてのお問合せについては以下にお願いします。

【お問合せ先】

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館5階

大阪保護観察所 事件管理グループ就労支援班

（連絡先：06-6949-6244）

(2) 申請先

池田市城南1丁目1番1号（中2階）

池田市役所 総務部契約検査課

※午前8時45分から午後5時15分（土・日曜日、祝休日を除く）